官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年１月16日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則11－４（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑶　（略） ⑷　第５条第３項本文の規定に基づき、第３条第１項第１号又は第３号の規定による休職の期間の更新について承認すること。 ⑸～⑻　（略） 二　（略） ３　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則11－４（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑶　（略） ⑷　第５条第３項の規定に基づき、第３条第１項第１号又は第３号の規定による休職の期間の更新について承認すること。 ⑸～⑻　（略） 二　（略） ３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年３月１日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始